

# 記入例

税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

寄附金税額控除に係る申告特例申請書



\*印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

第五十五号の五様式 (附則第二条の四関係)

年 月 日	整理番号	3200537447
記入日を入れてください 国東市長 殿	フリガナ	クニサキ タロウ
住所 〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地	氏名	国東 太郎
※住民税が課税されている住所をご記入ください。	個人番号	個人番号(マイナンバー)を記入
※申請書の訂正による返礼品の配送先変更は致しません。ご注意ください。	性別	(男) 女
あらかじめ登録いただいた情報が記載されます。間違いがあれば訂正箇所 <sup>①</sup> に二重線を引き訂正印を押し、正しい内容を記載ください。 ※但し、別の方へのお名前の変更はできませんのでご注意ください。		64・1・1

「個人番号」欄に記載してください。あなたが支出した1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。  
(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附に寄附金税額控除ください。

寄附年月日と寄附金額をご確認ください。\*同じ自治体に複数回寄付した場合でも、その都度、申請書を提出する必要がありますのでご注意ください。

1. 当団体に対する	寄附年月日	寄附金額
	年月日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項  
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である(確定申告を行う予定がない)

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者(以下「特例対象者」という。)を指す。  
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告(ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者  
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税につける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる)を目的とするもの(以下「特例対象申告書」という。)を提出した者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である(1年間の寄附先が5自治体以下)

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

どちらとも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です



添付書類の提出はスマホからが断然便利！  
申請書を返送するだけで完了！

▼いずれかにチェックをお願いいたします

オンライン申請しました

オンライン申請しません

※見本です (注) オンライン申請だけでは手続きは完了いたしません。必ず、申請書をご返送ください。

オンライン申請をされない方は、以下に添付書類を貼り付けてください

① 本人確認書類	② 個人番号確認書類
マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型) ・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー	※具体的な添付書類の説明は裏面を参照ください ・マイナンバーカード(裏面) ・マイナンバー通知カード どちらかのコピー ※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を、コピーして同封して下さい。

※この書類は機械で読み取り処理をします。重ならないよう、剥がれないように貼り付けしてください  
※このスペースに貼れない書類については、本紙裏面に貼り付けてください

※寄附をした年の翌年1月10日(必着)までにご提出ください。